

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年度以降において消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和4年度の地方消費税交付金(社会保障財源分)の決算額及び充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 81,647 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 731,245 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源分)		
社会福祉	社会福祉事業 (社会福祉総務費)	34,234					34,234	6,772
	老人福祉事業 (老人福祉費)	94,026	51,722	136		1,300	40,868	8,085
	障害者福祉事業 (身体障害者福祉費)	158,163	65,496	32,713			59,954	11,859
	児童福祉事業 (児童福祉総務費)	96,862	45,491	13,258		1,797	36,316	7,182
	小計	383,285	162,709	46,107		3,097	171,372	33,898
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	97,280	12,178	41,510			43,592	8,623
	介護保険事業 (繰出金)	132,886	6,173	3,087			123,626	24,453
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	23,460		14,049		41	9,370	1,853
	小計	253,626	18,351	58,646		41	176,588	34,929
保健衛生	保健衛生事業 (保健衛生総務費)	27,395	1,681	192			25,522	5,048
	保健予防事業 (予防費)	66,939	26,506	1,143			39,290	7,772
	小計	94,334	28,187	1,335			64,812	12,820
合計	731,245	209,247	106,088		3,138	412,772	81,647	